

令和4年度オホーツク管内教育推進に係る取組

※ これまで「オホーツク管内教育推進の重点」として示していた54項目を「オホーツク管内教育推進に係る取組」として示します。
 ※ 黄色網掛けは、「令和4年度オホーツク管内教育推進の重点」として示している項目です。
 ※ 教育局は、8月と12月の年2回、本取組の評価を実施するとともに、取組状況を分析し、成果と課題等をお知らせします。

1 社会の変化に対応する教育の推進	
(1) 義務教育における確かな学力の育成	
①	持続可能な社会の切り手の育成に向け、新学習指導要領の趣旨を踏まえ、適切な教育課程を編成するとともに、各学校が教育課程に基づき、最大限子どもたちの学びを保障できるよう、組織的かつ計画的に教育活動の質の向上を図る。
②	全国学力・学習状況調査の結果を分析し、学力向上に向けた授業改善に組織的に取り組む等、全ての教職員による検証改善サイクルを確立する。
③	授業の冒頭に目標を示し、最後に学習内容を振り返る活動や、自分の考えを発表したりグループで話し合ったりする活動、相手や目的、意図に応じて「書くこと」を取り入れた活動、効果的なICT端末の活用などを通して、主体的・対話的で深い学びを実現できるよう、学校全体で授業改善に取り組む体制を確立する。
④	管内教育委員会協議会教育長部会・管内小中学校長会・オホーツク教育局が策定した「オールオホーツクで学力向上を！」において、ロードマップを活用した授業改善や、「ほっかいどうチャレンジテスト」等による成果検証を進める。
(2) これからの時代に求められる資質・能力の育成（高等学校）	
①	義務教育段階の学習内容を含めた基礎学力の確実な習得と学習意欲の喚起を図るため、多様な学習成果を測る多面的な評価の充実を図る。
②	主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を推進するため、教科等を超えて授業改善の視点を共有することや、習得・活用・探究という学習過程の中でICTを効果的に活用することを重視した校内研修を実施する。
③	新学習指導要領の実施に当たり、学習・指導方法の充実や学習評価の改善に向けた取組を推進し、大学入学共通テストをはじめとする新しい大学入学者選抜に適切に対応する。
(3) 特別支援教育の充実	
①	学校が、家庭や地域、医療、福祉、保健、労働等の関係機関との連携の下、「個別的教育支援計画」の作成・活用を通して、切れ目のない一貫した長期的な視点で教育的支援を行う取組を推進する。
②	教員免許法に基づく認定講習についての周知を徹底し、特別支援学校教諭免許状所有率の向上を図る。
③	小・中学校、高等学校等における全ての教員等が、特別支援教育に関する指導や支援についての知識や技能を身に付けることができるよう、教育と福祉が連携を図り、「校内研修プログラム」や「実践事例集」等を活用したり、外部専門家を招聘したりする等、校内研修及び教育相談等の充実に向けた取組を推進する。
④	高等学校における通級による指導の制度化を踏まえ、国や道のモデル事業の成果等を活用して、通級による指導の充実に向けた取組を推進する。
⑤	特別支援学校において、障がいの重さ・重複化、多様化に対応できるカリキュラム・マネジメントを確実に実行し、各障がいに関する実践的な研究・研修の充実に向けた取組を推進する。
⑥	障がいのある子どもたちの就労促進のための体制づくりやICTに関連した多様な進路にも対応できる教育活動を推進する。
(4) 外国語教育の充実	
①	小学校において、新学習指導要領の趣旨を踏まえ、児童が外国語に慣れ親しみ、外国語の技能を総合的・系統的に学ぶことができるようにするため、外国語学習の指導の充実を図る。
②	中学校において、小学校の学習内容を踏まえて授業改善を図るとともに、CAN・Dオリストの活用により学習到達目標の達成状況を把握する。
③	高等学校において、スーパーグローバルハイスクールの研究成果等を活用するなどして、学科の特性に応じて英語の活用場面を想定した学習プログラムを開発し、授業改善を図る。
④	増加する外国人児童生徒への指導の充実を図るため、外国人児童生徒が地域で安心して学ぶことができるよう支援体制を整備するとともに、互いの文化や歴史等に触れる機会を設定するなど、国際理解の充実を図る。
(5) 情報教育の充実	
①	全ての児童生徒の可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びを実現するため、児童生徒1人1人1台端末の効果的な活用や教職員のICT活用指導力の向上等に向けた内容を取り扱う校内研修や遠隔研修の充実を図る。
②	各学校段階において、プログラミング的思考を育む学習活動を教育課程に位置付け、プログラミング教育の充実を図る。
③	児童生徒をネットトラブルの被害者にも加害者にもさせないよう、道徳科の授業などにおける情報モラル教育の一層の充実を図るとともに、保護者に対する各種資料の配付などに取り組む。
(6) キャリア教育の充実	
①	各学校段階において、児童生徒の発達の段階を踏まえ、「キャリア・パスポート」を活用するなどして、学ぶことと働くことの意義を意識して学習や学校生活等の見直しを立てたり、振り返ったりすることができる指導の充実に向けた取組を推進する。
②	児童生徒に自分が社会の一員であり、主権者であるという自覚をもたせるため、児童生徒の発達の段階や地域の実態を踏まえながら、社会科や総合的な学習の時間、特別活動等の指導の充実を図る。

2 豊かな心と人間性を育む教育の推進	
(1) 道徳教育の充実	
①	道徳教育の充実に向け、要となる道徳科の授業を各教科等及び他の教育活動と関連させ、学校教育全体としての道徳教育を推進する。
②	児童生徒の道徳性を養う「考え、議論する道徳」の実現に向け、基本的な指導過程を踏まえた授業づくりを進めるとともに、問題解決的な学習や道徳的行為に関する体験的な活動等を適切に取り入れるなど、指導方法を図る校内研修を実施する。
③	児童生徒の実態を踏まえつつ教科用図書を活用を中心に据えた道徳科の指導計画の改善を図るとともに、カリキュラム・マネジメントの推進による授業改善を図る。
(2) ふるさと教育の充実	
①	7月17日の「北海道みんなの日」を含む7月に、「北海道みんなの日条例」の趣旨を踏まえ、授業等において、北海道にゆかりのある人物と身近な地域とのかかわりを探ったり、その足跡をたどったりする学習を実施する。
②	アイヌの人たちの歴史・文化等に関する学習や北方領土に関する学習について、教育課程に基づき計画的に指導するとともに、児童生徒の関心を高め、正しく理解できるよう各種指導資料や外部講師、ウポボイ、北方民族博物館等の施設などを活用した学習の充実を図る。
(3) 読書活動の推進	
①	保護者や地域のボランティア等と連携し、「朝読」や「家読（うちどく）」運動を推進する。
②	司書教諭や学校司書を中心に学校図書館の読書環境を整備し、利活用の充実を図る。

(4) 体験活動の推進	
①	各学校において、体験活動のねらいを明確にし、特別活動や総合的な学習の時間など、教育課程に適切に位置付けるとともに、各教科等の関連を図りながら、学校の教育活動全体を通じた取組を推進する。
(5) いじめの防止や不登校児童生徒への支援の取組の充実	
①	「北海道いじめ防止基本方針」を踏まえ、「児童生徒理解・教育支援シート」や子ども理解支援ツール「ほっと」等を活用するなどして、いじめや不登校、児童虐待等の早期発見・早期対応に向けた取組の充実を図るとともに、関係機関と連携し、外部人材を活用した学校いじめ対策組織を中心とした支援体制を確立する。
②	「子ども会議」を開催するなど、いじめ・不登校の未然防止に向けて、学校内外における児童生徒の主体的な活動を推進し、児童生徒のコミュニケーション能力を育成するとともに、いじめ・不登校に対する支援として、学校外での学習活動等の適切な把握も含めたICT等を活用した学習支援や相談支援に関する取組の充実を図る。

3 心身の健やかな成長を促す教育の推進	
(1) 体力・運動能力の向上	
①	新体力テスト等の結果の分析を踏まえた、体育・保健体育の授業の改善に組織的に取り組むとともに、課題のある種目を複数回実施するなど、学校全体で体力・運動能力の向上に向けた検証改善サイクルを確立する。
②	保護者や地域住民に対して、各種調査等の結果及び今後の体育・保健体育の授業を改善する手立てを分かりやすく公表し、家庭や地域と連携して児童生徒の体力・運動能力の向上を図る。
③	「子ども元気アップチャレンジ」の取組や「オホーツク運動プログラム」の活用など、体育・保健体育授業以外の学校の創意工夫による体力・運動能力の向上の取組を推進する。
(2) 食育の推進	
①	教育活動全体を通じた食に関する指導の充実が図られるよう、栄養教諭等を中心に、全ての教職員が連携・協力した食育推進体制を整備する。
(3) 健康教育の充実	
①	適切な歯磨きや甘味の制限に関する保健指導や、フック物洗口による保健管理など、歯・口腔の健康づくりや望ましい生活習慣の定着に向けた取組を推進する。
②	学校保健委員会を学校組織図に位置付けるとともに、学校医の助言の下、アレルギー疾患やメンタルヘルス及び感染症の対策など、「学校の新しい生活様式」を踏まえ、地域や児童生徒等の実態に応じた効果的な取組を推進する。

4 学びを支える家庭や地域との連携・協働の推進	
(1) 家庭との連携の促進	
①	家庭学習や運動の習慣をはじめ、ルールを基にした電子メディアの適切な利用など、望ましい生活習慣の定着を図るため、学校・家庭・地域が連携・協働し、保護者等を対象とした学習機会や情報の提供などの取組を推進する。
②	家庭学習・宿題の内容や分量について、学校全体で共通理解を図り、発達の段階を踏まえて系統的な指導を行い、家庭と共に取組状況を評価するとともに、児童生徒の発達の段階に応じた家庭学習習慣の確立に向け、家庭と連携した取組を推進する。
(2) 地域の特色を活かした子どもの活動拠点づくりの推進	
①	学校において、放課後や長期休業、土曜日における充実した学習や多様な体験活動の機会の提供等、豊かな教育環境を整備する。
②	高等学校において、地域資源を活用した教育を加速し、道内外の高校生の地域留学を進めるほか、ふるさと納税も活用するなどしながら特色ある学校づくりを推進する。
③	市町村において、学校・地域と連携・協働し、幅広い地域住民等の参画により、郷土学習や放課後、土曜、休日における学習やスポーツ、体験活動などの「地域学校協働活動」の充実を図る。
(3) 地域の教育力を活かした学校づくりの推進	
①	学校と地域が連携して児童生徒の成長を支える地域学校協働活動の充実を図るため、地域学校協働本部を整備し、確かな学力、豊かな心、健やかな体を地域と一体になって育む学校づくりを推進する。
②	児童生徒が多様な体験活動を行うことができるよう、経験や技能をもつ地域人材を活用した魅力のある教育活動を展開するとともに、全ての児童生徒の学力を保証することができるよう、地域人材を活用した補足的な学習サポートの機会等を確保する。
③	どの地域においても質の高い教育を受けることができるよう、学校におけるICT環境を整備し、義務教育における遠隔教育の実践研究に取り組むとともに、高校教育における遠隔授業の体制整備を推進する。

5 学びをつなぐ学校づくりの実現	
(1) 学校段階間の連携・接続の推進	
①	幼児教育と小学校の各教科等における教育との接続が充実するよう、幼稚園等と小学校の教職員が共同でスタートカリキュラムを作成したり、合同の研修会の機会を設けたりするなど、幼児期における教育の質の向上を図る。
②	同一中学校区の小学校と中学校が教育目標を共有し、教育課程に関する共通した取組の充実を図ることができるよう、一貫した指導体制の構築を推進する。
③	高等学校において、必要に応じて学び直しの視点を踏まえた教育課程を編成するなど、生徒の現状や地域の実情に応じて中学校との連携の充実を図る。
(2) 学校力の向上	
①	「学力向上に関する総合実践事業」の指定校の取組の成果を踏まえ、管理職のリーダーシップの下、学校組織マネジメントを基盤として、全校が一つのチームとなった包括的な学校改善を推進する。
②	メンターチームの編成による若手教員や将来のスクールリーダーを継続的に育成する仕組みを構築する。
③	教職員の勤務規律の保持のため、「コンプライアンス確立月間」など、教職員の不祥事防止に向けた集中的な取組や年間を通じた反復継続的な取組を一層推進する。
④	北海道アクション・プランや北海道の部活動の在り方に関する方針を踏まえ、市町村における校務支援システムの導入及びICTの活用などによる業務改善の推進や部活動休養日等の完全実施などにより、学校教育の質を高められる環境を構築し、学校における働き方改革を推進する。
(3) 学校安全教育の充実	
①	学校安全の3領域（生活安全・交通安全・災害安全）に関する内容を適切に位置付けた危機管理マニュアルを児童生徒や地域等の実態を踏まえ不断に見直すとともに、事件・事故災害を想定した避難訓練等の年間複数回の実施や、通学路の安全確保に関する取組の充実を図る。